

株式会社日本政策金融公庫
国際協力銀行 (JBIC)

JBIC 中国レポート

2010年

6

月号

新公布法令情報.....	2
主な新公布法令.....	2
新公布法令解説 1.....	6
「輸入外貨支払消込制度改革試行の実施に関する問題に関する通知」 「貨物貿易輸入外貨支払管理改革試行弁法」及び同実施細則	
1. 法令の概要.....	6
2. 検 討 — 新制度の概要.....	7
3. 法令の背景についての補足.....	11
新公布法令解説 2.....	12
「エネルギー管理契約の普及を加速させ省エネサービス産業の発展を促進させること に関する意見に係る通知」	
中国智库 — 寄稿 (毎号掲載) 富士通総研経済研究所 主席研究員 柯 隆.....	14
中国企業の対外進出の最新動向と今後の展望	

JBIC 中国レポート

本レポートは、株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行 香港駐在員事務所が、日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考になりそうな投資、金融、税制等にかかる生の情報を集め毎月発行するものです。本レポートに関するご質問・ご要望等ございましたら、当事務所までご照会下さい。

また、本レポートはホームページでも御覧頂けます。

(<http://www.jbic.go.jp/ja/report/reference/index.html>)

株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行 香港首席駐在員
行天 健二

新公布法令情報

主な新公布法令【1】

(直近 3 ヶ月にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、債権管理、労務管理、税関管理、税務・会計、外貨管理、その他の項目別にとりまとめたもの。また、マークアップされた法令等については解説等を掲載。)

・ 会社設立・M&A

法令名：	外資利用業務をよりいっそう適切にすることに関する若干の意見		
公布部門：	国務院	文書番号：	国発[2010]9号
公布日：	2009年4月6日	施行日：	—
概要等：	外資導入の方向性を示す意見。①外資利用の構造改善、②外資の中西部地区への導入、③外資利用の多様化促進、④管理体制の強化、⑤良好な投資環境の整備等に関し規定する。		

・ 税務・会計

法令名：	重大技術装備輸入課税政策暫定施行規定に関するリストの調整に関する通知
------	------------------------------------

¹ 本来、法令の公布は、中央性法規については国務院の、地方性法規については地方人民政府の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認できない法令、規範性文書（法令以外の文書）についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している（「—」は未確認の意）。また一部法令については、遡及施行されている。

例) 企業所得税法に基づき制定された税務通達

公布日：2009年7月1日、施行日：2008年1月1日（遡及適用）。

公布部門：	財政部、税関総署、国税総局	文書番号：	財関税[2010]17号
公布日：	2010年4月13日	施行日：	—
概要等：	中国国内企業が、国務院が定める16の「重大技術装備領域」に該当する重大技術装備及び製品を生産するために基幹部品及び原材料を輸入する必要がある場合、輸入関税及び輸入段階増値税の課税が免除される。他方、国内で生産可能である重大技術装備設備については、免税輸入とされない。かかる課税政策の対象とされる装備目録及び製品リストの2010年改正。		
法令名：	増値税一般納税者納税指導期間管理弁法		
公布部門：	国家税務総局	文書番号：	国税発[2010]40号
公布日：	2010年4月7日	施行日：	2010年3月20日
概要等：	「増値税一般納税者資格認定管理弁法」（国家税務総局令第22号、2010年2月10日公布、2010年3月20日施行）13条に基づき、「小型商業貿易卸売企業」（登録資本金80万元以下でかつ従業員数10名以下である卸売企業）の増値税一般納税者認定取得のための指導期間中の管理に関し規定する法令。		
法令名：	企業所得税過渡期優遇政策執行基準をより一層明確にすることに係る問題に関する通知		
公布部門：	国家税務総局	文書番号：	国税函[2010]157号
公布日：	2010年4月21日	施行日：	—
概要等：	旧企業所得税法令に基づく企業所得税優遇税制の現行企業所得税法令下での引き継ぎの享受に関する通知。従前、必ずしも明確でなかった経過期間中の優遇税制の適用について、高度新規技術企業に対する優遇の適用関係等規定。		

・ 外貨管理

法令名：	輸入外貨支払消込制度改革試行の実施に関する問題に関する通知		
公布部門：	国家外貨管理局	文書番号：	匯発[2010]14号
公布日：	2010年4月2日	施行日：	2010年4月2日
概要等：	2010年5月1日から天津市、青島市、江蘇省、山東省、湖北省、内モンゴル自治区、福建省の6地区において、輸入外貨支払消込（中国語：核銷）制度の緩和を試験的に実施することに関する通知。輸入外貨支払管理を逐次消込から総量審査に、現場消込から非現場審査に、徐々に転換させる等とする。附属文書として「貨物貿易輸入外貨支払管理改革試行弁法」及び同実施細則が制定されている。 → 新公布法令解説 1		
法令名：	廃止及び失効に係る24の外貨管理規範性文書の公布に関する通知		

公布部門：	国家外貨管理局	文書番号：	匯発[2010]16号
公布日：	2010年4月13日	施行日：	2010年4月13日
概要等：	外貨管理に関する文書のさらなる整理。「外商投資企業が発展基金及び準備基金を登録資本に転換させ増資することに関する外貨管理関係問題に係る回答」（匯復[2000]203号）等、新しい法令に基づく管理に置き換えられたもの、規定が実質的に失効した状態にある、外貨管理に係る24の通知を廃止・失効させた。		

・ その他

法令名：	エネルギー管理契約の普及を加速させ省エネサービス産業の発展を促進させることに関する意見に係る通知		
公布部門：	国務院弁公庁	文書番号：	国弁発[2010]25号
公布日：	2010年4月2日	施行日：	—
概要等：	ESCO 事業促進政策の方向性を示す意見。ESCO 事業者、導入企業側双方に、財政補助や税制上の優遇が付与されることが期待できる。優遇の実施等詳細については、別途法令が制定されることが見込まれる。 → 新公布法令解説 2		
法令名：	「国家賠償法」の改正に関する決定		
公布部門：	全人代常務委員会	文書番号：	主席令第29号
公布日：	2010年4月29日	施行日：	2010年12月1日
概要等：	国家機関及び国家機関の職員が職権を違法に行使して公民、法人その他の組織の適法な権益を侵害して損害をもたらした場合、被害者は「国家賠償法」に基づき国家賠償を取得する権利を有する（「国家賠償法」2条）。本決定により①国家賠償に係る確認手続が廃止された、②慰謝料の支払について明文で規定された等の改正がなされ、賠償手続きの円滑化、賠償範囲の拡大が図られた。		
法令名：	「外国人出入国管理法実施細則」改正に関する決定		
公布部門：	国務院	文書番号：	国務院令第575号
公布日：	2010年4月24日	施行日：	2010年4月24日
概要等：	上海万博開催を前に、国際的に批判の高かった、エイズやハンセン病患者に対する入国禁止措置を撤廃したもの。		
法令名：	「中央企業商業秘密保護暫定施行規定」印刷発出に関する通知		
公布部門：	国有資産監督管理委員会	文書番号：	国資発[2010]41号
公布日：	2010年3月25日	施行日：	2010年3月25日
概要等：	外国企業が中国企業の情報を収集した場合、商業秘密の侵害や国家機密の侵		

害であるとして刑事罰に処される可能性がある。本通知は、中央企業【2】にその商業秘密を国家機密として設定することを認めている。本通知によって、これら情報の収集が、商業秘密侵害罪より厳しい国家機密侵害罪として処罰される可能性が生じた。「国家機密保守法」（主席令第28号、2010年4月29日公布、2010年10月1日施行。）も監督管理を厳格化する改正がなされている。

² 所謂、国有企業（各級の政府が設立した企業）の分類に含まれる企業。関連法令によれば、国務院が確定する、国務院国有資産監督管理委員会が出資者としての職責を履行する国家出資企業（改正「中央企業責任者経営業績考査暫定施行弁法」（国資委令第22号、2010年1月1日施行）2条参照）と定義されている。例えば、中国石油、中国石化、中国移动等といった公共企業体が有資産監督管理委員会に直接隷属する「中央企業」に該当する。

新公布法令解説 1

「輸入外貨支払消込制度改革試行の実施に関する問題に関する通知」 「貨物貿易輸入外貨支払管理改革試行弁法」及び同実施細則

2010年5月1日以降、「輸入外貨支払消込制度改革」の試験的实施が天津市、青島市、江蘇省、山東省、湖北省、内モンゴル自治区、福建省の6地域で徐々になされている。本通知以降、これまで作業負担の高かった輸入時の外貨支払いに伴う作業の軽減が期待される。

輸入外貨支払消込制度改革は、貿易項目の対外支払の便宜に資すること、企業と銀行の消込事務負担を軽減することを目的とする規制緩和策であり、2008年12月8日公布、国務院弁公庁「当面において金融により経済発展を促進することに関する国務院弁公庁の若干の意見」に基づく措置である。本通知は輸入外貨支払消込制度につき、逐次消込から総量審査とすること、現場消込から非現場審査に移行させること等を定めるとともに、附属文書として「貨物貿易輸入外貨支払管理改革試行弁法」及び同実施細則を制定して制度緩和後の輸入外貨支払消込制度の具体的管理内容を規定する。

本通知及び国家外国為替管理局の発表によれば³⁾、改革の主な内容は、以下のとおり。

- ① 法令遵守企業の正常な輸入外貨支払事務については現場消込み手続を不要とすること
- ② 銀行が企業のために行う輸入外貨支払業務ネットワーク審査手続を取消すこと
- ③ 外貨管理局は輸入事業者について名簿管理を実施。その名簿情報を全国規模で情報共有することにより、企業が別の地域で行う輸入外貨支払についても外貨管理局に対する事前届出手続を不要とすること
- ④ 外貨管理局は「貿易外貨受・払審査システム」を利用することにより企業を主体とした「非現場総量審査及び監視測定・事前警報」(後述)を実施し、異常な取引主体に焦点を当てて「現場監督審査」を行い、更に輸入事業者を考査により区分して分類管理を実施すること、と総括できる。

1. 法令の概要

本通知は、2008年12月8日公布、国務院弁公庁「当面において金融により経済発展を促進することに関する国務院弁公庁の若干の意見」(国弁発[2008]126号)の規定する、輸

³⁾ 国家外国為替管理局ウェブサイト上の情報を引用。

http://www.safe.gov.cn/model_safe/news/new_detail.jsp?ID=9000000000000000.786&id=2

入貿易に伴う外貨の支払に係る取引の真実性に関する審査確認管理制度（「輸入外貨支払消込制度」）の緩和を規定する（「輸入外貨支払消込制度改革」）。この輸入外貨支払消込制度改革は、貿易項目對外支払の便宜に資するよう、そして企業と銀行の消込事務負担を軽減することを目的として、輸入外貨支払消込制度を逐次消込から総量審査に、現場消込から非現場審査に移行させることを定めるとともに、附属文書として「貨物貿易輸入外貨支払管理改革試行弁法」（以下「試行弁法」）及び同実施細則（以下「実施細則」）を制定し、緩和後の輸入外貨支払消込制度（「新制度」）の具体的管理内容を規定する。新制度は、試行措置であり、2010年5月1日以降徐々に、天津市、青島市、江蘇省、山東省、湖北省、内モンゴル自治区、福建省の6地域（以下「試行地区」）に所在する輸入取引を扱う企業の同地域における外貨支払手続を適用対象として試験的に実施されている【4】。

輸入外貨支払消込制度は、名簿管理を通じて行われる。新制度下においても、輸入事業者は、従来同様外貨管理局（以下「外貨局」）において「輸入単位外貨支払名簿」への登記手続及び「輸入外貨支払業務取扱確認書」への署名手続をしなければならないが（実施細則4条）、既に外貨局における名簿登記手続等を完了している輸入事業者は、関連確認書への署名以降は、自動的に名簿に組み入れられる。この確認書への署名手続は、通知において、2010年7月31日までに行うよう要請されている（通知5条2号）

通知はまた、新制度のスムーズな実施を確保することを目的とし、2010年1月1日より前の輸入外貨支払事務について、輸入事業者は試行地区に所在するか否かに拘らず2010年7月31日までに所在地の外貨局において消込手続をしなければならないとする。そして更に、試行地区以外の地域を管轄する外貨局に対しても、過去の業務の適切な整理や、輸入事業者に対する消込手続に係る告知・督促を規定すると共に、輸入消込改革関係政策に関する積極的な学習を通じて輸入消込制度改革の正式実施に備えるよう求める。このことから、近い将来、新制度は全国規模での展開を予定していると見込まれる。

2. 検 討 一 新制度の概要

試行弁法及び実施細則に基づく外貨局による輸入外貨支払消込に係る新制度は、外貨局が「貿易外貨受・払審査システム」を利用して収集した輸入事業者の貨物流通及び資金流通に係る電子情報について、「非現場総量審査及び監視測定・事前警報」をし、異常な資金流動の状況については「現場監督審査」をする（試行弁法5条）。外貨局は、「非現場総量審査及び監視測定・事前警報」をベースに「現場監督審査」の状況及び輸入事業者の外貨管理に係るコンプライアンスの状況を勘案して、輸入事業者を「一類輸入単位」、「二類輸入単位」及び「三類輸入単位」に区分し、分類管理を行う。

4 具体的実施時期については、現地の状況により異なると見込まれる。

「一類輸入単位」は、法令遵守企業であり、その正常な輸入外貨支払については現場消込み手続を要さず、総量審査とされる。逆に、「二類輸入単位」及び「三類輸入単位」に区分された場合には、審査方法のみならず輸入貨物の決済方法にも制限が及びうる点、注意が必要である。

1) 「非現場総量審査及び監視測定・事前警報」と「現場監督審査」

「非現場総量審査及び監視測定・事前警報」とは、外貨局による、輸入外貨支払データ及び輸入貨物データについての総量照合をする非現場審査であると説明されており（試行弁法 17 条、実施細則 18 条）、本手続きを通じて輸入事業者の輸入外貨支払の真実性及び一致性が審査される。この審査をベースに、外貨局は輸入事業者について、その所在地区、業界特徴を参考要素として、監視測定・事前警報指標を体系化することにより、輸入外貨支払い及び貨物輸入状況について監視測定・分析をして、コンプライアンス違反の危険性について事前警報を実施し、異常な取引・輸入事業者を識別する（試行弁法 18 条）。

「輸入外貨支払監視測定・事前警報」の対象とされる主な要素は、次のとおりとされている（実施細則 19 条）。

- (1) 輸入外貨支払いの規模、決済方式及び支払の流れ等の状況
- (2) 輸入貨物の規模、貿易方式及び税関申告等の状況
- (3) 貨物総量審査、貨物過多到着の差額及び外貨過多支払いの差額等の状況
- (4) 中継貿易及び国外工事請負等の外貨収受総量審査の状況
- (5) 輸入外貨返還の頻度、輸入貿易融資、前払い及び代理輸入等の状況
- (6) 新たな名簿に係る輸入事業者、多国籍会社及び関連企業の外貨支払いの状況
- (7) 資金の流れと貨物の流れに係る国/地区の乖離度等の状況
- (8) 資金の流れ及び貨物の流れの趨勢変動の状況
- (9) 監視測定・事前警報管理を実施すべきその他の状況

「現場監督審査」は、外貨局による非現場審査及び監視測定・事前警報の結果に基づき、総量審査指標が所定の範囲を超え、又はその他異常な状況がある輸入事業者の輸入項目における外貨収支業務について実施される（試行弁法 20 条）。具体的には、輸入事業者及びその関連機構が以下のいずれかに該当する場合、現場監督審査の対象とされる（実施細則 20 条）。

- (1) 輸入貨物総量審査率が 80 パーセントを下回り、かつ、輸入外貨過多支払いの差額が 100 万米ドル等価値を上回るとき。
- (2) 輸入貨物総量審査率が 120 パーセントを上回り、かつ、輸入貨物過多到着の差額が 100 万米ドル等価値を上回るとき。

- (3) 輸入外貨收受総量審査率が 50 パーセントを下回り、かつ、輸入外貨過多支払いの差額が 100 万米ドル等価値を上回るとき。
- (4) 輸入外貨收受総量審査率が 150 パーセントを上回り、かつ、輸入外貨過多收受の差額が 100 万米ドル等価値を上回るとき。
- (5) 単独の月の輸入外貨返還頻度が 10 回を上回り、又は 1 回の外貨返還金額が 50 万米ドル等価値を上回るとき。
- (6) 外貨局が必要を有すると認めるその他の場合。

外貨局による現場監督審査は、審査対象とされる輸入事業者に対する報告書の要求、輸入事業者の責任者との面談及び現地調査等の方法によってなされる（試行弁法 21 条）。なお、外貨取扱銀行も輸入外貨支払業務取扱いのコンプライアンスの状況に関する現場監督審査の対象とされており、試行弁法は、輸入事業者と銀行に対して外貨局による現場監督審査への協力義務を規定する（試行弁法 23 条）。

2) 輸入事業者の分類管理

輸入事業者の分類管理は、外貨局による輸入事業者に対する半年毎の考査分類に基づき行われる。考査分類は、「非現場総量審査及び監視測定・事前警報」をベースに、現場監督審査の状況及び輸入事業者の外貨管理に係るコンプライアンスの状況を考慮して、輸入事業者を「一類輸入単位」、「二類輸入単位」及び「三類輸入単位」に分類する（実施細則 28 条）。

「二類輸入単位」及び「三類輸入単位」への該当要件及び管理措置は、次の表のとおりである。「二類輸入単位」及び「三類輸入単位」に該当しない場合、「一類輸入単位」と分類される。「一類輸入単位」は、法令遵守企業であり、その正常な輸入外貨支払については現場消込み手続を要さず、総量審査とされる。

二類輸入単位	三類輸入単位
<p>以下のいずれかに該当する場合 (実施細則 30 条)</p> <p>(1) 「現場監督審査」の対象とされる事実【5】のいずれかがあり、かつ、現場監督審査を経て事実であることが確定したとき。</p> <p>(2) 「現場監督審査」の対象とされる事実【6】のいずれかがあり、かつ、期限を過ぎても規定どおり外貨局に対し関連資料を提供しないとき。</p> <p>(3) 実施細則の規定どおりに外貨局に対し輸入外貨支払業務につき逐次報告せず、又は登記手続をしないとき。</p> <p>(4) 外貨局の認定するその他の場合</p>	<p>以下のいずれかに該当する場合 (実施細則 31 条)</p> <p>(1) 輸入外貨支払業務に連続して 2 回以上にわたり「現場監督審査」の対象とされる事実【7】のいずれかがあり、かつ、現場監督審査を経て事実であることが確定したとき。</p> <p>(2) 外貨局が現場審査を実施する際に、規定に違反して審査を拒絶し、若しくはこれに協力するのを拒絶したとき、又は外貨局が輸入事業者の提供した連絡方式を使用しても当該輸入事業者と連絡を取る術のないとき。</p> <p>(3) 外貨の逃避・さや取り・騙取等の外貨管理規定に重大に違反する行為が存在し、外貨局の処罰又は立件調査を受けたとき。</p> <p>(4) 外貨局の認定するその他の場合</p>
<p>管理措置 (実施細則 35 条)</p> <p>(1) すべての輸入外貨支払業務について事後逐次報告管理を実施する。</p> <p>(2) <u>外貨支払期限が 90 日 (暦日) を超えるユーザンス信用状を開設してはならない。</u></p> <p>(3) <u>異地での外貨支払手続をしてはならない。</u></p> <p>(4) 1 回の前払金額が 50 万米ドル等価値を超える場合には、銀行の暗号照合を経た、<u>外国側銀行の発行する前払保証状を提供する必要がある。</u></p> <p>(5) 外貨局の規定するその他の管理措置。</p>	<p>管理措置 (実施細則 36 条)</p> <p>(1) すべての輸入外貨支払業務について事前登記を実行する。</p> <p>(2) 信用状、取立委託及び前払い等の方式により輸入外貨支払いをしてはならない。</p> <p>(3) 異地での外貨支払及び中継貿易支払手続をしてはならない。</p> <p>(4) 外貨局の規定するその他の管理措置</p>

⁵ 前述実施細則第 20 条第(1)号乃至第(6)号。

⁶ 前述実施細則第 20 条第(1)号乃至第(6)号。

⁷ 前述実施細則第 20 条第(1)号乃至第(6)号。

3. 法令の背景についての補足

Q 「輸入外貨支払消込制度」とは？

中国では外貨の流出入を管理・把握するため、真実の取引に基づかない外貨送金は禁止されている。これにより、貨物の輸出又は輸入に伴う外貨の受取・支払いの際は、送金を取組む外貨取扱銀行が受取・支払いの原因となる取引の真実性及び外貨の受取・支払いの状況を確認する制度が実施されている。これが輸出入外貨受払いに係る「消込制度」であり、中国独特の制度といえる。「消込」の中国語が「核銷」であることにより、中国では貿易実務従事者の間で「核銷(カクショウ)」と呼ばれることが多い。日本語では「消込」の外、「照合・抹消」と訳されることもある。

本通知の対象である「輸入外貨支払消込」は、貨物輸入に係る対外決済を行う場合の手続であり、貨物の輸入事業者が代金決済をする際に銀行に提出した通関済み申告書等について、銀行又は外貨局が税関のシステムにアクセスし、取引の真実性、届出内容と実際の取引内容の一致性について確認を行うことを言う。

Q 中国に「輸入外貨支払消込制度」が存在することにより取引上留意すべきことは？

消込制度が存在することにより、物品貿易取引の国際相殺については、法令上の禁止規定はないものの実務的にはできない状態とされている。貨物の通関日以降、一定の期間を経過しても外貨の受取・支払いがなされない場合、その記録がシステムに残ってしまうことになる。輸入代金について未払いの状態が続けば、ブラックリストにリストアップされ、対外支払い業務に支障をきたすことにもなりかねない。上記のように、コンプライアンス状況によっては信用状の開設等にも影響する為に、注意が必要である。また、90日以上対外支払いが滞れば、延払いとして登記管理の対象となる。このように、消込制度との関係で、物品貿易取引については事実上国際相殺ができない状況にある。

また、消込制度が存在することとの関係で、商流と物流が一致しない取引についても問題を惹起する可能性があり、注意を要する。

新公布法令解説 2

「エネルギー管理契約の普及を加速させ省エネサービス産業の発展を促進させることに関する意見に係る通知」

本通知は、ESCO 事業促進政策の方向性を示す意見である。中国において、ESCO 事業は 1990 年代末に導入され一定の発展をみたが、中央政府としては今後これを更に進める方針にはある。従来、政府による財政上の支援が少なかったこと、融資による資金調達に困難があったこと等を踏まえ、省エネサービス産業を育成が必要な新興産業と捉え、積極的に有効な措置を講じて良好な政策環境を整備することが示されている。

本通知に基づけば、ESCO 事業者、導入企業側双方に、財政補助や税制上の優遇が付与されることが期待できるが、優遇の実施等詳細については、別途法令が制定されることが見込まれる。

・ 本通知の位置づけと概要

本通知は、ESCO 事業【8】促進政策の方向性を示す意見である。ESCO 事業とは、ESCO 事業者が省エネ設備の導入やその運転・維持管理等の包括的なサービスを提供することによって、導入企業にて発生した省エネ効果（コスト削減分等）の一部を報酬として受取る事業を指す。

中国における ESCO 事業は、1998 年に世界銀行、地球環境ファシリティ（GEF）の援助により「中国省エネ促進プロジェクト」が実施され、北京、山東、遼寧にモデル省エネサービス会社が設立されたのが始まりである【9】。その後、中国における ESCO 事業は一定の発展をみせ、ESCO 事業従事会社数、生産総額、年間省エネ能力について実績を示しているものの、省エネサービス産業に対する財政上の援助が少なく、融資による資金調達に困難があること等が、ESCO 事業の将来的発展のうえでの問題点として指摘がなされていた。本通知は、こうした指摘を受け、省エネサービス産業を育成が必要な新興産業と捉え、これを急速に発展させるために、積極的に有効な措置を講じて良好な政策環境を整備することを示すものである。

⁸ ESCO 事業については、ESCO 推進協議会（JAESCO）ウェブサイト参照。

<http://www.jaesco.gr.jp/>

⁹ 中国政府ネット上の「発展改革委員会関係責任者の ESCO 事業パフォーマンス契約推進を加速させ省エネサービス産業を発展させることについての記者問答」参照。

http://www.gov.cn/gzdt/2010-04/06/content_1573888.htm

ESCO 事業者、ESCO 導入企業の双方に、財政補助や税制上の優遇が付与されることが期待できる。

本通知においては、省エネサービス産業に対しては次のような税制上の支援政策を採用することが規定されている。

1. ESCO 事業者がパフォーマンス契約プロジェクトを実施して取得する収入に対する営業税免税。パフォーマンス契約プロジェクト実施により ESCO 導入企業側になされる資産の無償譲渡に対する増値税免税
2. ESCO 事業者がパフォーマンス契約プロジェクトを実施して取得した所得に対する企業所得税の期間減免税
3. ESCO 導入企業がパフォーマンス契約に基づいて、実際に ESCO 事業会社に支払った合理的支出の損金算入許容等

財政上・税制上の優遇の具体的実施に関する詳細については、別途法令が制定される予定である。

中国 智库

富士通総研経済研究所 主席研究員 柯 隆

中国企業の対外進出の最新動向と今後の展望

日本の上場企業レナウンが中国企業に買収され、話題を呼んでいる。そもそも市場経済において国境を越える企業の「吸収・合併」(M&A)は企業の対外直接投資と同じようにごく普通のことであるが、自国企業が外国企業に買収されることに関する国民感情はそれに慣れるまでやはり時間がかかるようだ。

振り返れば、20年前、日本の企業がニューヨークのロックフェラーセンタービルを買収したときは、アメリカの世論も騒然となった。しかし、20年前に比べ、現在、世界で国境を越える企業のM&Aについて相当寛大になっている。

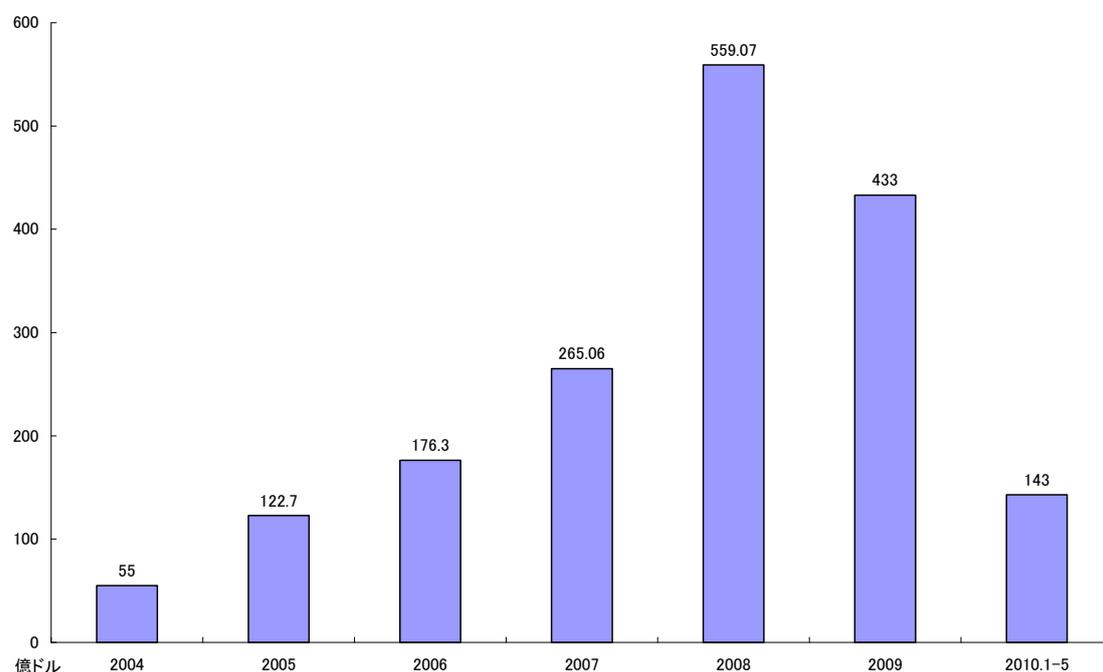
とはいえ、ここでいくつかの設問に答える必要がある。一つはなぜ中国企業は最近突如として大挙して対外進出を始めたのだろうか。もう一つは中国企業の対外進出は今後も増えてくるのか。さらに、中国企業の対外進出は政府のビヘイビアなのか、それとも、民間企業のビヘイビアなのだろうか。

1. 中国企業対外進出の背景

実は、中国企業の対外進出は今に始まったことではない。2004年頃から急増するようになった(図1参照)。世界主要国で中国に人民元の切り上げを求める圧力が強まったのは03年頃からである。では、中国企業の対外進出は人民元切り上げ圧力を交わすための政策なのだろうか。

厳密にいうと、中国企業の対外進出の急増は人民元切り上げ圧力が強まったことと直接関係はない。実際の背景は、中国にとり企業が対外進出する力を付けてきたことと、その必要性があったからである。何よりも、中国企業の対外進出を後押ししたのは外貨準備の急増に伴う潤沢な外貨流動性があったからである。

図1 中国企業の対外直接投資の推移（2004～2010年1-5月）



資料：中国国家统计局

一方、実際の対外進出の動機について次の諸点を指摘することができる。

一つは、2000年以降の高成長で、中国国内ではエネルギーや鉄鉱石などの資源は不足しがちになった。中国にとり海外で資源を確保する必要性が出てきた。したがって、近年、中国企業による外国の鉱山などの買収が急増している。

もう一つは中国の経済は成長しているが、中国企業の技術力は十分に向上していない。中国企業にとり、研究・開発（R&A）に取り組む必要もあるが、海外でM&Aによって海外企業の技術を買収するのは技術レベルアップの近道といえる。その典型例は、レノボ（連想集団）によるIBMのパソコン部門の買収である。こうした買収を通じてブランド力の向上も実現される。

さらに、中国企業にとり国内市場のシェアを確保することは重要な作業だが、それだけでは、グローバルな市場競争で勝ち残ることができない。最近、海外で市場を開拓するための投資が増えている。

たとえば、南京の蘇寧電気によるラオックスの買収はそれである。中国では、家電量販市場は過度競争に陥っており、生き残りを図るために、これから家電量販店は海外に進出し、生き残りを図る必要がある。

2. 企業対外進出の課題

市場経済ならば、企業の対外進出はあくまでも私企業のビヘイビアであり、相手国の法律に触れなければ、その正当性が疑われるべきではない。しかし、かつて中国海洋石油に

よるアメリカのユニカルの買収は、中国政府のビヘイビアと指摘され、米議会に阻止されたことがある。アメリカにとり自国の資源会社が社会主義の中国政府に買収されるのは国民感情的にも国家の安全保障上からも許されないことのようにだ。

それに対して、中国政府はこうした企業の買収行為についてあくまでも一企業のビヘイビアであり、政府の「国策」ではないと釈明する。

中国企業の対外進出に関するこうした議論はまったく無意味なことではない。なぜならば、国有企業の民営化の改革は依然道半ばにあり、特に、資源産業において国有企業による独占が続いている。中国政府にとりアメリカ議会の指摘が心外だとすれば、国有企業を完全民営化し、独占禁止法の施行を徹底するのが先決かもしれない。

一方、中国企業の対外進出は中国の市場開放と国有企業改革に大きく寄与するものと思われる。まずは、外国企業を買収するために、中国企業はグローバルスタンダードに則って情報開示しなければならない。また、外国企業を買収するならば、外国企業による中国企業を買収も認めなければならない。

こうした中でも、中国政府は企業の対外進出をすべて認めているというわけではない。今年、四川省の企業「騰中」は経営難に陥ったアメリカ GM 傘下のハマーの買収に名乗り出た。商務部と外貨管理局などによる審査の結果、ハマー買収の申請が却下された。その理由は明らかになっていないが、中国メディアなどの報道を総合すれば、「騰中」はハマーの技術を消化できない、と判断されたといわれている。

同じような事例は山東省のアパレルメーカーによるレナウンの買収である。二つの事例を比べれば、レナウンを買収した中国企業は同業者であり、買収によるブランド力の強化などの相乗効果が期待される点が異なる。

そのほかに、最近、中国の投資家による海外不動産投資も現れている。ただし、中国政



日本的販売ノウハウ吸収後、海外進出を目指す。
(写真：広州市内の蘇寧電気)

府としては、かつての日本企業の失敗の轍を踏まないために、それを正式には認めていない。すでに現れている海外不動産投資案件のほとんどは民間の投資行動であり、政府の規制を回避して行われたものである。

3. 企業対外進出の今後の展望

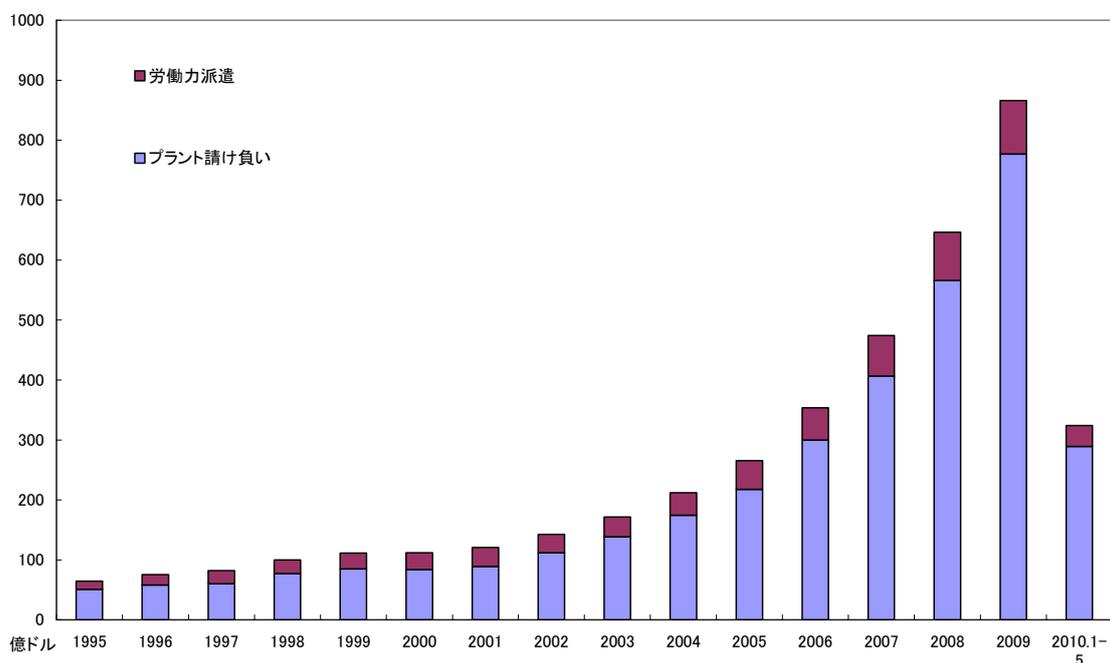
現在、中国の外貨準備は約2兆5,000億ドルに上る。その一部（約9,000億ドル）は米国債の購入に当てられている。しかし、これ以上、米国債の購入を増やすことの合理性は説明されない。そのほかに、海外で金融債の購入などポートフォリオ・インベストメント（証券投資）を行うことも考えられるが、リーマンショック、とりわけ、ギリシア危機以降、海外での証券投資のリスクが高まっている。むしろ、直接投資や海外企業のM&Aの方が可能性として高まっている。

その中で、中国企業が日本企業を買収するならば、日本企業のブランドや技術と特許が狙われる。中国企業にとり、日本の中小企業は特に魅力的である。資金繰りが難しくなっている中小企業は資産価格が大きく下がる。しかし、その技術力は世界でトップレベルである。中国企業にとり、日本の中小企業を買収に成功すれば、技術レベルアップへの近道となる。

繰り返しになるが、日本の国民感情からすれば、自国企業が中国企業に買収されることについて抵抗感が依然残ると思われる。しかし、日中経済の相互依存関係の深化を考えれば、それは避けられないことかもしれない。無論、国家の安全保障に係る業種については、ガイドラインを作成して最初から防波堤を作っておくべきであろうが、それ以外の業種については、市場に任せるべきであろう。

それに加え、日本企業にとってのもう一つの課題は中国企業が中東や北アフリカなどで大規模のプラント・エンジニアリングの事業を展開している点だ。1995年以降の動きを図2に示している。

図2 中国企業の対外プラント請け負いと労働力派遣の推移（1995～2010年1-5月）



資料：中国国家統計局

中国企業が自ら研究・開発に取り組んできた結果と日本企業など外国企業からの技術習得もあって、金型などプラント・エンジニアリングのレベルは急速の向上している。中国企業の技術力とサービス価格の低さを総合して考えると、日本企業に負けない国際競争力を誇示するようになった。

菅政権は新成長戦略を打ち出している。その柱の一つは、内需振興に加え、外需もきちんと取り込んでいくことである。日本にとって最大の貿易相手国はすでにアメリカから中国にシフトされており、中国大陸・香港・台湾を含むグレーターチャイナとの貿易が日本の国際貿易に占める割合は3割に上る。

結論的に、経済のグローバル化の進展を考えて、国境を越える企業のM&Aは今後もさらに増えるものと思われる。中国経済は今年で日本を追い抜いて世界第二位になるとみられる。中国経済の実力から中国企業の対外進出はさらに増えると予想される。それについて感情的になるのは得策ではなく、産業構造的に補完的な関係にある日中経済はいかにして分業を図っていくか、をもう一度考え直す時期に来ている。

筆者紹介：

1963年中国南京市生まれ。1994年名古屋大学大学院経済学修士課程修了。1998年より、富士通総研経済研究所 主任研究員を経て現職。専門は開発金融、中国経済論。

ご照会先

株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行 香港駐在員事務所

Suite 3111, One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong

Tel: +852-2869-8505 Fax: +852-2869-8712

本レポートは中国に関する概略的情報を株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行 香港駐在員事務所が皆様に無償ベースにて提供するものであり、当事務所は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承下さい。